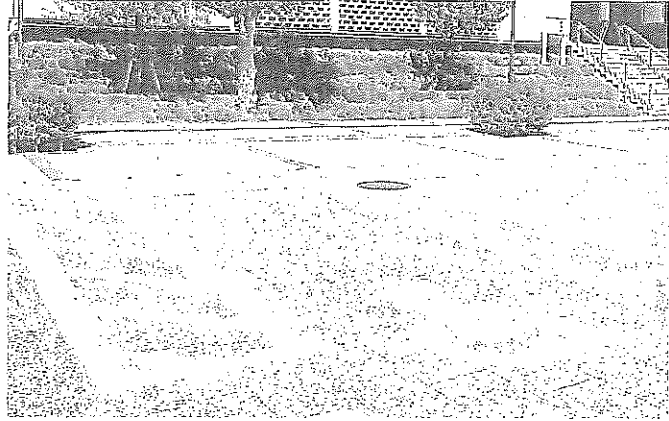


横浜市内の県有施設で既に障害者用駐車スペースとして利用され、今年11月以降は「パーキング・パーミット制度」の対象区画となる予定の駐車区画一県提供



駐車配慮区画に利用証

「パーキング・パーミット」県、11月導入

県は障害者用駐車スペースなど配慮が必要な人向けの駐車区画利用者へ、あらかじめ

「利用証」を交付し、より安心して駐車してもらう「パーキング・パーミット制度」を今年11月から導入する。今後、市町村の協力を得たうえで共同実施を目指す。県の担当者は

「商業施設など民間にも設置協力を呼びかけていきたい」と話している。

黒岩祐治知事が20日の県議会本会議で明らかにした。利用証交付の対象者は、移動に配慮が必要な障害者や高齢者、妊産婦、難病患者、けが人ら。同制度は既に42府県が導入し

ている。

対象の駐車スペースは、幅が3・5メートル「車椅子使用者用駐車区画」や、一般的な駐車区画と同じ幅2・5メートルの「優先駐車区画」。公共施設や商業施設の駐車場に設置済みスペースのほか、制度スタートまでに、今ある駐車場内に新たな優先駐車区画の確保を働きかける。

利用証は、県が市町村に申請する。障害者ら向けには「無期限」で、妊産婦やけが人には「有効期限付き」を発行する。利用証発行などに約200万円の予算を組んでいる。また、利用証は県内だけ

でなく、同制度を導入している府県でも利用できるという。

黒岩知事は「利用証があることで、外見では判断できない内部障害の人が利用しやすくなる」など、不適正利用を防げたりすることから導入を望む声が多く

なっている」と背景を説明し、「対象者には積極的な利用証の活用を呼びかけていく」と述べた。【遠藤和行】

令和6年6月25日 毎日新聞